

ケース3(育成医療) 心室中隔欠損・大動脈縮窄症(大動脈縮窄症手術)のため入院治療を受けている事例 (月額医療費約300万円)

		見直し前	見直し後		
			定率負担額	食費標準負担額	
一定所得以上 (所得税額30万円相当以上)		52,300円~ 健康保険の規定通り	165,100円(医療保険の負担上限額)	+	780円×日数
住民税課税	所得税課税 (所得税額30万円相当未満)	6,900円 ~44,000円	99,890円(医療保険の負担上限額) ↓ 40,200円	+	780円×日数
	所得税非課税	4,500円 ~5,800円	99,890円(医療保険の負担上限額) ↓ 10,000円	+	780円×日数
住民税非課税 (※)	障害基礎年金1級 (低所得2)	2,200円	5,000円	+	650円×日数
	障害基礎年金2級 (低所得1)	2,200円	2,500円	+	650円×日数

育成医療の経過措置

育成医療の経過措置

(※) 育成医療を受ける障害児の保護者が障害基礎年金受給者である場合。